

第 5 章

監督と罰則

【 省略語について 】

「法」は、「NPO法」のことです。

「法人」は、「NPO法人」のことです。

1. 監督

所轄庁は、法に基づき、報告及び検査、改善命令、認証の取り消しを行うことがあります。

（1）報告及び検査

法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等に違反する疑いがあると認められた場合、所轄庁は法人に対して、業務や財産状況に関する報告を求めたり、事務所に立ち入って業務や財産の状況、帳簿や書類等の検査をしたりすることができます（法 41）。

（2）改善命令

所轄庁は、法人が次の場合に該当すると認めるときは、期限を定めて改善のために必要な措置をとるように命ずることができます（法 42）。

- ① 次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合
 - ア 営利を目的としない団体であること（法 2②一）
 - イ 社員の資格の得喪に関して不当な条件をつけないこと（法 2①イ）
 - ウ 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること（法 2②一ロ）
 - エ 宗教活動を主目的としないこと（法 2②二イ）
 - オ 政治活動を主目的としないこと（法 2②二ロ）
 - カ 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと（法 2②二ハ）
 - キ 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（法 12①三）
 - ク 10人以上の社員を有するものであること（法 12①四）
- ② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合
- ③ 運営が著しく適正を欠く場合

（3）設立の認証の取消し

所轄庁は、以下の場合には、法人の設立の認証を取り消すことがあります。認証の取り消しを行おうとする場合には、聴聞の手続をとることとされています（法 43①、②）。

- ① 法人が所轄庁の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合
- ② 法人が毎年1回提出しなければならない事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合
- ③ 法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができ

ない場合

認証取消しの場合は、「役員欠格事由」が発生します（第1章1.（2）⑧-3参照）。

2. 罰則

法の規定に違反した場合には、以下の①～③の罰則が設けられています。

① 50万円以下の罰金

次の1)及び2)に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます。

- 1) 正当な理由がないのに、改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法78①一）
- 2) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記1)の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等（法79①）

② 20万円以下の過料

次の1)～10)のいずれかに該当する場合には、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法80）。

- 1) 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき（法80一）
- 2) 法人の成立時の財産目録の作成、備置きの規定（法14）に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80二）
- 3) 所轄庁への役員変更等の届出（法23①）、定款変更の届出（法25）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- 4) 事業報告書等、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備置きの規定（法28①②）に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- 5) 定款の変更に係る登記事項証明書の届出（法25⑦）、事業報告書等の提出（法29）の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき（法80五）
- 6) 理事又は清算人が破産手続開始の申立て及び公告の規定（法31の3②、法31の12①）の規定に違反して、破産手続開始の申し立てをしなかったとき（法80六）
- 7) NPO法人が貸借対照表の公告（法28の2）の規定に違反して若しくは清算人が法人の債権者に対する債権申出の催告等（法31の10①）及び破産手続開始の申立てに関する公告（法31の12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法80七）

- 8) 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備置きの規定（法 35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 八）
- 9) 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議に対する弁済等の規定（法 35②、36②）に違反したとき（法 80 九）
- 10) 上記の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

③ 10 万円以下の過料

法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10 万円以下の過料に処せられます（法 81）。

◆◆◆ 「過料」の通知が届いたら、誰が支払うの？ ◆◆◆

裁判所から「過料」の通知が届いたら、定められた金額を納付しなければなりません。「過料」は法人に対するものではなく、理事などの個人に科されるので、法人の財産から支払うことは許されません。

登記や提出物など法律に定められた義務はきちんと行いましょう。

なお、「過料」は行政罰であり、刑事罰の「科料」と区別するために「過ち料（あやまちりょう）」とも言われます。

